

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、しなの鉄道株式会社ほか21団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成20年2月25日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方 久 男  
同 望 月 雄 内  
同 柿 沼 美 幸

## 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助を行った団体等について、平成18年度執行分を基本とし出納その他の事務の執行について実施しました。

## 2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、平成18年度に財政的援助を受けた団体等の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ次の基準により22団体を選定し、平成19年11月7日から同年11月28日までの間に実施しました。

- (1) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証(借入金の元金又は利子の支払の保証)を受けている団体
- (4) 県から公の施設の管理を委任されている団体(指定管理者)

## 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により10団体については実地監査を、12団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

## 4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして改善を指示したものです。

指導事項は、指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたものです。

また、監査の結果に意見を添えました。

## (1) 実地監査

監査団体名	しなの鉄道株式会社		N O . 1
監査年月日	平成19年11月20日	所管部局	企画局
監査対象事項	1 出資金(県出資率 75.4%) 2 補助金(鉄道近代化施設整備費補助金) 3 損失補償(しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償)		1,781,950,000円 4,409,000円 3,065,178,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	1 累積赤字の解消 平成17年度に続き2期連続して黒字を計上したことを評価します。 「安全で確かな運行」を第一に、堅実で強固な経営体質により早期に累積赤字を解消されるよう努めてください。 2 経営努力の継続 会社の経営理念である「鉄道事業により、価値ある地域社会を実現すること」に向け、自律的・持続的な経営努力を引き続き行ってください。 特に、長期的視点にたてば、今後社員の年齢構成の変化に伴い人件費の増高が見込まれますので、不動産収入や関連事業収入を確保し、経営安定に努めてください。		

監査団体名	財団法人長野県国際交流推進協会		NO. 2
監査年月日	平成19年11月8日	所管部局	企画局
監査対象事項	出捐金(県出捐率 79.0%)	240,000,000円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 「新公益法人会計基準」の実施 「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、会計基準の全面的な改正が行われ、「本会計基準は、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされています。不特定多数の者の利益のために活動する公益法人は、より効率的な事業運営や、広く国民に活動状況を分かりやすく報告するよう求められていますので、平成19年度決算からできるよう努めてください。</p> <p>2 通勤手当、旅費支給規程の見直し 通勤手当や旅費の支給に関する規程については、県の規則等で定める基準に準じた内容となっていますが、県の規則等の改正が反映されていない部分がありますので見直しを行ってください。</p>		
意見	<p>賛助会員制度の普及 平成18年度から県補助金が廃止されています。協会の業務内容を普及する取組を行い、収入を確保するため、賛助会員の増加に努めてください。</p>		

監査団体名	財団法人長野県長寿社会開発センター		NO. 3																											
監査年月日	平成19年11月20日	所管部局	社会部																											
監査対象事項	<p>1 出捐金(県出捐率 65.9%) 220,000,000円</p> <p>2 補助金(財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業補助金) 80,055,000円</p>																													
監査結果	<p>指導事項</p> <p>「新公益法人会計基準」の実施 「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、会計基準の全面的な改正が行われ、「本会計基準は、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされています。不特定多数の者の利益のために活動する公益法人は、より効率的な事業運営や、広く国民に活動状況を分かりやすく報告するよう求められていますので、平成19年度決算からできるよう努めてください。</p>																													
意見	<p>1 理事会・評議員会の在り方 理事会・評議員会とも年2回の開催となっていますが、「公益法人制度改革」に係る新法人への移行に併せ、組織の活性化のため、構成員や協議内容、開催回数を見直してください。</p> <p>2 老人大学学生の負担 平成17年度決算では、県からの老人大学受託収入53,196千円に対し老人大学学生負担金が3,104千円にすぎないので、負担金の値上げについて検討してください。</p> <p>3 県職員関与の在り方 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法の規定に基づき策定した「長野県高齢者プラン」(平成18年6月)では、「財団法人長野県長寿社会開発センターが高齢者の社会参加のための活動ができるようにします。具体的には、県職員の人材派遣や財政支援をします。」と位置付けられています。 当センターと県職員との関係は以下のとおりであることを踏まえ、今後、当センターの職員の在り方について検討してください。</p> <table border="1" data-bbox="379 1507 1281 1890"> <thead> <tr> <th>当センターの職</th> <th>県職員の職</th> <th>県の関与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常務理事</td> <td>条例派遣職員参事</td> <td>県補助金</td> </tr> <tr> <td>本部事務局長</td> <td>条例派遣職員部付</td> <td>県補助金</td> </tr> <tr> <td>本部事務局次長</td> <td>条例派遣職員専門幹</td> <td>県補助金</td> </tr> <tr> <td>支部長</td> <td>地方事務所長</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>支部事務局長</td> <td>地方事務所福祉課長</td> <td>県(会議3回)</td> </tr> <tr> <td>支部事務局次長</td> <td>地方事務所福祉課社会係長</td> <td>県(会議1回)</td> </tr> <tr> <td>支部事務局主幹</td> <td>地方事務所福祉課社会係職員</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>いきいき長寿推進員</td> <td>地方事務所福祉課嘱託員</td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 賛助会員制度の普及 賛助会員活動については、市町村、社会福祉協議会等との連携を一層強化するとともに、当センターの基盤強化のため会員の増強に努めてください。</p>			当センターの職	県職員の職	県の関与	常務理事	条例派遣職員参事	県補助金	本部事務局長	条例派遣職員部付	県補助金	本部事務局次長	条例派遣職員専門幹	県補助金	支部長	地方事務所長	県	支部事務局長	地方事務所福祉課長	県(会議3回)	支部事務局次長	地方事務所福祉課社会係長	県(会議1回)	支部事務局主幹	地方事務所福祉課社会係職員	県	いきいき長寿推進員	地方事務所福祉課嘱託員	県
当センターの職	県職員の職	県の関与																												
常務理事	条例派遣職員参事	県補助金																												
本部事務局長	条例派遣職員部付	県補助金																												
本部事務局次長	条例派遣職員専門幹	県補助金																												
支部長	地方事務所長	県																												
支部事務局長	地方事務所福祉課長	県(会議3回)																												
支部事務局次長	地方事務所福祉課社会係長	県(会議1回)																												
支部事務局主幹	地方事務所福祉課社会係職員	県																												
いきいき長寿推進員	地方事務所福祉課嘱託員	県																												

監査団体名	財団法人長野県文化振興事業団		N O . 4																				
監査年月日	平成19年11月14日	所管部局	生活環境部																				
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>1 出資金(県出資率 100%)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2 補助金(文化施設芸術文化普及事業補助金)</td> <td>4,284,000円</td> </tr> <tr> <td>3 負担金(5,500,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 芸術鑑賞促進事業共催負担金</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 芸術鑑賞普及啓発事業共催負担金</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>4 指定管理料(607,169,594円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 長野県民文化会館管理運営業務</td> <td>214,349,378円</td> </tr> <tr> <td>(2) 長野県伊那文化会館管理運営業務</td> <td>212,702,462円</td> </tr> <tr> <td>(3) 長野県信濃美術館管理運営業務</td> <td>143,747,080円</td> </tr> <tr> <td>(4) 長野県飯田創造館管理運営業務</td> <td>36,370,674円</td> </tr> </table>			1 出資金(県出資率 100%)	20,000,000円	2 補助金(文化施設芸術文化普及事業補助金)	4,284,000円	3 負担金(5,500,000円)		(1) 芸術鑑賞促進事業共催負担金	5,000,000円	(2) 芸術鑑賞普及啓発事業共催負担金	500,000円	4 指定管理料(607,169,594円)		(1) 長野県民文化会館管理運営業務	214,349,378円	(2) 長野県伊那文化会館管理運営業務	212,702,462円	(3) 長野県信濃美術館管理運営業務	143,747,080円	(4) 長野県飯田創造館管理運営業務	36,370,674円
1 出資金(県出資率 100%)	20,000,000円																						
2 補助金(文化施設芸術文化普及事業補助金)	4,284,000円																						
3 負担金(5,500,000円)																							
(1) 芸術鑑賞促進事業共催負担金	5,000,000円																						
(2) 芸術鑑賞普及啓発事業共催負担金	500,000円																						
4 指定管理料(607,169,594円)																							
(1) 長野県民文化会館管理運営業務	214,349,378円																						
(2) 長野県伊那文化会館管理運営業務	212,702,462円																						
(3) 長野県信濃美術館管理運営業務	143,747,080円																						
(4) 長野県飯田創造館管理運営業務	36,370,674円																						
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 財務諸表の修正が必要な事項 収支計算書の当期収支差額は正しく計上されていますが、正味財産増減計算書の当期収支差額、当期正味財産増加額、期末正味財産合計額がいずれも29,081,280円多く整合していませんので修正してください。</p> <p>2 次期財務諸表で是正が必要な事項 以下の事項について、平成19年度決算において是正してください。 (1) 当年度の負担に属する法人税等14,642,152円が未払金に計上されておらず、同額だけ正味財産が多く計上されています。 (2) 信濃美術館特別会計における平成19年3月30日、31日のショップ委託販売料金にかかる現金、未払金及び未収金について計上誤りがあり、結果として30,841円正味財産が多く計上されています。</p> <p>3 「新公益法人会計基準」の実施 「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、会計基準の全面的な改正が行われ、「本会計基準は、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされています。不特定多数の者の利益のために活動する公益法人は、より効率的な事業運営や、広く国民に活動状況をわかりやすく報告するよう求められていますので、平成19年度決算からできるよう努めてください。</p>																						
意見	<p>1 文化振興施策における事業団の役割の推進 指定管理に係る県からの受託料が前年度より17,744千円減少し、当期正味財産増加額が税引前で前年度より35,991千円増加したことを評価します。更に、県派遣職員上げと民間競争という厳しい状況の下で、開館の日数増加や時間延長、高校生以下の無料化(美術館)等利用者の視点にたってサービス向上に努めたことについて評価します。「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)の「県の人的関与の抜本的な縮減」に基づき、自立に向けて職員研修の実施等されていますが、以下の事項に留意され、県の文化振興施策における事業団の役割を果たしてください。 (1) 理事会の開催 現行年2～3回の理事会開催は少なすぎます。次期の指定管理者に向けた準備や改革を進める大事な時期ですから、十分な協議を行うためにもっと頻回に開催し、緊密な意見交換をしてください。 (2) 評議員及び評議員会の設置 「公益法人制度改革」を踏まえ、評議員及び評議員会の設置について引き続き検討してください。 (3) 中核となる人材の育成 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)では、「管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣する」とされていますので、事業団の中核となる人材の教育及び育成に努めてください。</p> <p>2 情報の発信 一般県民に事業団の正確な情報を伝えるためにはインターネットのホームページは効果的です。他の公益法人では、これを有効活用し、団体概要等を掲載し自らアピールしているところもありますので、県民の理解を得るためにも事業内容や財務情報等を積極的に情報発信してください。</p>																						
監査団体名	財団法人長野県廃棄物処理事業団		N O . 5																				
監査年月日	平成19年11月14日	所管部局	生活環境部																				
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>1 出資金(県出資率 33.3%)</td> <td>100,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2 補助金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営費補助金)</td> <td>22,009,165円</td> </tr> <tr> <td>3 貸付金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営資金貸付金)</td> <td>1,471,000,000円</td> </tr> </table>			1 出資金(県出資率 33.3%)	100,000,000円	2 補助金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営費補助金)	22,009,165円	3 貸付金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営資金貸付金)	1,471,000,000円														
1 出資金(県出資率 33.3%)	100,000,000円																						
2 補助金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営費補助金)	22,009,165円																						
3 貸付金(財団法人長野県廃棄物処理事業団運営資金貸付金)	1,471,000,000円																						
監査結果	指摘事項等はありませんでした。																						
意見	<p>1 解散に向けての債務処理等 平成19年12月7日開催の理事会において、債務処理の方針が決定し、平成20年3月下旬にも解散を決議することが確認されたので、県と連携し債務処理や解散手続き、清算事務を進めてください。</p> <p>2 解散に伴う職員の処遇 プロパー職員の再就職については、県と連携を取りながら再就職支援に向けての取組を一層推進してください。</p>																						

監査団体名	財団法人長野県テクノ財団		NO. 6
監査年月日	平成19年11月13日	所管部局	商工部
監査対象事項	1 出資金(県出捐率 47.7%) 2 補助金(産学官連携推進事業補助金) 3 貸付金(知的クラスター創成事業貸付金)		2,800,000,000円 40,516,384円 300,000,000円
監査結果	<p>指導事項</p> <p>有価証券評価基準及び評価方法 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、原価ではなく時価をもって評価し貸借対照表価額としてください。 時価によると平成19年3月31現在の正味財産が37,005,551円増加します。</p>		
意見	<p>産学官連携の強化</p> <p>産学官連携共同研究開発事業である知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)が採択されたことを高く評価します。引き続き産学官連携による共同研究開発事業を推進するとともに「長野県産業振興戦略プラン」(平成19年3月)に基づき県と一体になって県内産業界への支援に努めてください。</p>		

監査団体名	財団法人長野県農業開発公社		NO. 7				
監査年月日	平成19年11月13日	所管部局	農政部				
監査対象事項	1 出資金(県出資率 100%) 2 補助金(農地保有合理化促進事業補助金) 3 損失補償(社団法人全国農地保有合理化協会からの融資に対する損失補償)(409,174,500円) (1) 長期育成資金 (2) 担い手育成資金		313,000,000円 94,155,000円 409,174,500円 3,328,220円 405,846,280円				
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 引当金の見直し 貸借対照表(平成19年3月31日現在)に以下の引当金が計上されています。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>合理化事業損失引当金</td> <td>4,989,806円</td> </tr> <tr> <td>特定資産管理引当金</td> <td>204,705,526円</td> </tr> </table> <p>(1) 特定資産管理引当金 5年を超え長期にわたり保有している農用地(長期保有農地)の取得価額1,355,092千余円に対し売渡予定価額(時価)は945,896千円で差損409,196千余円が見込まれますが、取得価額及びその他の経費の18%を限度とし平成20年度まで国から助成が講じられているため、平成18年度決算では差損見込額から助成相当額を減じた204,705千余円を特定資産管理引当金に計上しました。その後、平成19年7月27日策定した「財団法人長野県農業開発公社長期保有地解消対策推進方針」では助成期間内の処分目標額を820,813千余円(取得価額)としており、平成21年度以降も一定額の長期保有農地が残ることが予想され引当金不足が見込まれることから、実態に即した引当金の計上が必要です。また、特定資産管理引当金の科目名は明瞭な科目とはいえませんので実態に即した科目名に変更してください。</p> <p>(2) 合理化事業損失引当金 未収金や貸付金に対する貸倒引当金や小作料減額引当金を計上すべきですが、この引当金相当額が含まれるとされ、計上根拠が曖昧であり科目名が明瞭ではありませんので正してください。</p> <p>2 財産目録の表示 公益法人会計基準では「財産目録は当該事業年度末日現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価格等を表示するものでなければならない。」とされていますが、内容について未記載が多いので明瞭に記載してください。</p> <p>3 規程の見直し 平成19年度決算から適用する「農地保有合理化事業関係引当金取扱規程」について、「農地保有合理化事業関係引当金処理基準」(平成14年12月10日付け社団法人全国農地保有合理化協会会長通知)に準じ、改正してください。また、会計規程についても同協会の「農地保有合理化法人会計基準等」(平成18年4月改訂版)に準じ改正してください。</p>			合理化事業損失引当金	4,989,806円	特定資産管理引当金	204,705,526円
合理化事業損失引当金	4,989,806円						
特定資産管理引当金	204,705,526円						
意見	<p>1 長期保有農地売渡しの計画的推進及び借入金返済計画の策定 前回監査結果の検討事項「保有農地の対応」については、「長期保有農地解消対策方針」を策定し処分目標額を設定する等鋭意進められていますが、平成19年3月31日現在における借入金は2,748,969千余円であり、このうち長期保有農地に係る借入金が13億余円となっています。この支払利子が負担となり平成18年度の正味財産は15,168千余円減少しており、また「方針」の処分目標額820,813千余円に対し監査時(平成19年11月13日)現在の見込額が478,376千余円となっていますので「方針」に沿って売渡しを一層推進するとともに、県と協議し借入金返済計画を策定してください。</p> <p>2 役員及び組織運営の見直し 理事及び監事は理事会で選任されていますが、評議員会により選任するようにしてください。また、参与(県農政部の課長6人)が業務執行に関する諮問に応じていますが、評議員会に重要事項の諮問機能を持たせてください。 役員の員数は理事5人以上11人以内、監事2人以内と定められており、現員は理事6人、監事1人となっています。 評議員・理事・監事の選任に当たっては、農業経営の規模の拡大、農地の集団化という主要業務の推進や農業の担い手確保・遊休農地解消等の重要事業に多様な意見を反映させるため、県及び農業協同組合関係者以外にも農業経営者等民間からの選任を検討してください。</p> <p>3 市町村等との連携 市町村、農業協同組合等関係機関、団体との連携を強化するため、情報提供等を積極的に行ってください。</p>						

監査団体名	社団法人長野県原種センター		N O . 8
監査年月日	平成19年11月7日	所管部局	農政部
監査対象事項	1 出資金(県出資率 40.0%) 2 補助金(主要農産物等生産対策事業補助金)		688,823,000円 9,910,636円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 一般会計と収益事業会計における共通経費の按分比率の見直し 一般会計と収益事業会計における共通経費について、団体設立当初から一般会計30%、収益事業会計70%の固定比率により按分していますが、業務量や業務時間等を用いて算出した合理的な比率により按分するよう見直してください。</p> <p>2 事業収入の確保 今後職員の年齢構成が上がることに伴い人件費の増高が見込まれるので留意されるとともに、農家数の減少に伴い種子需要量が減少するおそれがあるので、園芸作物等の種子・種苗の販売量を増やすなど事業収入の確保に努めてください。</p> <p>3 会員の会費 社団法人は、会員からの会費収入をもって運営されるのが基本ですが、会費の徴収が行われていないため、今後の会費徴収の在り方について再度検討してください。</p>		
監査団体名	財団法人長野県緑の基金		N O . 9
監査年月日	平成19年11月7日	所管部局	林務部
監査対象事項	出捐金(県出捐率 25.6%)		150,000,000円
監査結果	<p>指導事項 資産運用規程の制定 平成18年5月の理事会の意見を踏まえて、平成18年10月11日に基本財産の運用替えを行っていますが、理事会には事後報告となっています。金融商品は購入のタイミングがあり、適時に理事会を開催できない場合も想定されるため、理事会の議決を経て資産運用規程を制定し、その規程に定める手続きに従い適正な運用を行ってください。</p>		
意見	<p>1 理事の構成 現在、理事長は知事となっていますが、知事は財団業務に係る時間的余裕もないことや財団法人の許可権者であることも踏まえ、知事を理事に選任することを避けるなど、より機動的な理事会運営が可能となるよう理事の構成について検討してください。</p> <p>2 助成金の会計処理と表示 特別会計の正味財産増減計算表に計上した「受取利息等」850,000円は国土緑化募金推進体制整備費助成金であり、「受取助成金」として計上するとともに、財務諸表に対する注記において「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を表示すべきです。</p>		
監査団体名	長野県道路公社		N O . 10
監査年月日	平成19年11月8日	所管部局	土木部
監査対象事項	1 出資金(県 100%出資) 2 損失補償(県からの依頼に基づく社会実験による料金収入減の損失補償) 3 借入金債務補償		21,952,700,000円 5,000,000円 21,434,653,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 平成20年1月18日長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改定版)において廃止時期が平成38年度とされたため、平成38年度までの収支予測、借入金の返済計画及び内部留保額の実行計画を作成し、毎年度実績額と比較の上、計画と実績との差額の原因分析とあわせ県民に公表してください。</p> <p>2 道路の維持管理費用に係る資料の作成 今後の維持管理費用について、道路に係る減価償却費を踏まえた資料を作成し県民に提供してください。</p> <p>3 公庫資金の繰上償還 金利負担の軽減を図るため、公営企業金融公庫からの高い利率(最高年7.10%)の借入れの繰上償還について、国等関係機関へ粘り強く働きかけてください。</p> <p>4 委託業務に係る契約方法の検討 委託業務については、経済性、透明性、公平性の観点からできる限り一般競争入札を検討してください。</p> <p>5 車両運搬具の検討 凍結防止散布車(取得価格6,204,000~19,794,500円/台)などの更新に当たっては、購入及び維持管理費用が高額となるため、使用頻度や費用対効果を考慮し、業務の委託についても検討してください。</p>		

## (2) 書面監査

監査団体名	社団法人長野県私学振興協会		NO. 11
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	出資金(県出資率 29.1%)	50,000,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人長野県私立短期大学協会		NO. 12
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	出資金(県出資率 45.4%)	50,000,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人長野県私立幼稚園協会		NO. 13
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	1 出資金(県出資率 54.3%) 2 補助金(3,912,000円) (1) 私立幼稚園教育活動事業補助金 (2) 私立幼稚園研修費補助金	50,000,000円 3,400,000円 512,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	東急コミュニティー共同事業体		NO. 14
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	企画局
監査対象事項	指定管理料(長野県男女共同参画センター管理運営業務)	39,950,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	ビジナルグループ		NO. 15
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	社会部
監査対象事項	指定管理料(長野県社会福祉総合センター管理運営業務)	48,393,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会		NO. 16
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	社会部
監査対象事項	指定管理料(長野県聴覚障害者情報センター管理運営業務)	28,493,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	「その他流動負債」の処理 平成16年度及び平成17年度に発生した「その他流動負債」151,786円(雇用保険料本人負担分に係る預り金)が未処理のまま残っていますので、平成19年度において適切に処理してください。		

監査団体名	株式会社フードサービスシワ		NO. 17
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	生活環境部
監査対象事項	1 補助金(文化施設芸術文化普及事業補助金) 2 指定管理料(長野県佐久創造館管理運営業務)		711,000円 32,892,136円
監査結果	<p>指導事項 過払いの是正 平成18年度消防設備点検業務委託業務の支払いにおいて、契約金額220,000円に対して231,000円支出されており、11,000円が過払いとなっていました。また、平成19年度同業務の支払いにおいても、前年度と同額(220,000円)で契約を締結し既に前分として2分の1相当額が支出されていますが、その支出額は115,500円のため5,500円の過払いとなっています。過払い額合計16,500円を速やかに返還するよう求めてください。</p>		
意見	<p>利用許可申請書の提出 年間を通じて施設を専用して利用する団体等の利用許可が申請書の提出により行われていませんので、長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)第6条の規定による申請書を提出させてください。</p>		

監査団体名	株式会社コンベンションリンクージ、株式会社ビジナル・サービスセンター共同企業体		NO. 18
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	生活環境部
監査対象事項	1 補助金(文化施設芸術文化普及事業補助金) 2 指定管理料(長野県松本文化会館管理運営業務)		4,746,000円 201,785,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>自動販売機設置に係る業務委託契約の締結 自動販売機は貴企業が行政財産使用許可を受け設置していますが、自動販売機業者との業務委託契約が締結されていませんので、契約書を作成の上適正な管理に努めてください。</p>		

監査団体名	社団法人長野県猟友会		NO. 19
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	林務部
監査対象事項	指定管理(長野県営総合射撃場管理運営業務)		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人長野シルバー人材センター		NO. 20
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	土木部
監査対象事項	指定管理料(長野県若里公園管理業務)		13,500,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	TOY BOX		NO. 21
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	土木部
監査対象事項	指定管理料(長野県松本平広域公園管理業務)		418,950,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	みなみ信州農業協同組合		NO. 22
監査年月日	平成19年11月28日	所管部局	土木部
監査対象事項	指定管理料(長野県南信州広域公園管理業務)		29,288,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

## 5 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

## (1) 指導事項及び検討事項

監査対象団体の長野県における所管部局に対する指導事項及び検討事項はありません。

## (2) 報告に添えて提出する意見

## ア 各部局に共通する意見

## (7) 所管外郭団体の規程等の点検及び指導

県の規則等を準用した外郭団体の規程等については、県の規則等の改正に沿った改正を行う必要がありますので、県出資等外郭団体改革基本方針の実施に伴い県関与の廃止又は縮減により外郭団体への連絡が希薄となり規則等の改正が通知されていない場合があります。

所管外郭団体へ必要な規則等の改正については、通知するとともに団体との連携を密にしてください。

## (4) 指定管理者制度については、「平成19年度定期監査の結果に関する報告(第1回)」(平成19年12月17日長野県報第1924号)の中で監査委員の意見として提出しました。

平成17年度から西駒郷で、また平成18年度からは男女共同参画センターなど95施設で導入されました。民間事業者のノウハウや活力を活かすことにより、経費節減やサービス向上などの効果が上がっており評価します。

指定管理者制度については、3年間の指定管理期間で委任しているものが多い状況ですが、例えば信濃美術館における展覧会企画のように数年にわたって準備が必要となる事例もあると考えられます。

今後は、個々の施設の実態を考慮の上、現在行われている指定管理者制度における課題、問題点などについて検証を行い、次期以降の施設管理においては民間事業者の能力を最大限に発揮できるよう柔軟・弾力的な対応に努め、一層のサービス向上・効率的運営を図ってください。

## イ 部局ごとの意見

## (7) 企画局

支援を必要としている外国籍県民に対する支援は、行政が関わるべき分野と思われる。多文化共生くらしのサポーター運営委員会事業や外国籍支援会議(SANTA)事業は、国際化の進行に応じた事業と思われる。

上記事業は、財団法人国際交流協会推進協会事業と外国籍県民への支援において密接に関連していますので、協会の自主的な活動がしやすくなるよう支援してください。

## (4) 生活環境部

生活環境部所管の文化施設6館(県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館、飯田創造館、佐久創造館及び信濃美術館)は、建築から15年から41年が経過し、経年劣化等により修繕を必要とする箇所が多く見受けられるため、指定管理者と十分協議の上、計画的な整備を行ってください。

## (9) 農政部

財団法人長野県農業開発公社は、平成19年3月31日現在における借入金が2,748,969千円あり、このうち長期保有農地に係る借入金が13億円となっています。この支払利子が負担となり、平成18年度は正味財産が15,168千円減少しています。また、長期保有農地の取得価額1,355,092千円と売渡予定価額945,896千円との差409,196千円が差損として見込まれます。

農地保有合理化緊急売買促進事業により取得価額及びその他の経費の18%を限度として、平成20年度まで国から助成が講じられるため、公社は平成18年度決算では助成相当額を減じた204,705千円を特定資産管理引当金に計上していますが、「長期保有地解消対策推進方針」の処分目標額は820,813千円であり、また、助成期間における処分目標額達成も厳しく、引当金及び借入金返済財源不足が懸念されます。この他にも分割払売渡契約や制度期間内保有農地の一部について長期にわたる案件があり、新たな長期保有農地を発生させないための対応が求められています。

つきましては、農地保有合理化緊急売買促進事業の延長についての関係機関への要請や支援策等所管部局としての取組を強化してください。

## (1) 林務部

長野県営総合射撃場は、建築から13年が経過し経年劣化等により修繕する箇所が多く見受けられるため、指定管理者と十分協議の上、計画的な整備を行ってください。

監査委員事務局